

韓国サンケン労組の解雇撤回争議が 勝利解決

韓国金属労組韓国サンケン分会の不当解雇撤回・現職復帰闘争が6月2日、労使の合意により解決した。合意の要旨は、整理解雇の根拠となった生産部門廃止方針を会社は撤回する、被解雇者16人は現職に復帰する、今後組合員の解雇問題については労組の合意を必要とする——というものだ。完全勝利と言っても言い過ぎではないだろう。

昨年9月30日付で34人が不当・不法な整理解雇にされた。直ちに争議となり、労組は会社前にテントを張って泊まり込みながら宣伝行動と1万人署名運動、更には日本領事館前での宣伝も行った。さらに、ソウルでの日本大使館前、営業会社であるソウルサンケン 코리아前、国会前での宣伝活動、加えて、10月からの日本遠征団という具合に、数か所における抗議行動を展開した。

昨年12月27日には地方労働員会で不当解雇の判定が下り、今年4月27日には中央労働委員会でも同様の判定が下った。会社は希望退職を募って34人のうちの18人を退職に応じさせ、分断を図った。しかし16人の組合員はこれを拒否し、現職復帰を掲げて闘争を継続した。

5月12日に会社は現場復帰命令を出した。何もない工場の中で1日8時間椅子に座ることを強いられながらもサンケン労組は屈することなく、会社の非道を批判し、闘いは続いた。

そしてついに、労組の主張をほぼ100%反映させた合意を会社との間で結んだのだ。

京浜ユニオンは支援をいち早く決め、10月から社前闘争に参加。11月の支える会集会参加と事務局会議への出席、3月には会社包囲デモに参加し、また、地元の消費者生活センターで当該を招いた支援集会を主催。日常的な支援活動の大部分が市民運動活動家によって支えられる中で、ユニオンは最も活発に動いた単位労組だった。言うは易いが行うは難しい「万国の労働者よ団結せよ！」を最もよく実践したわけだ。山椒は小粒でもぴりりと辛いのだ。国際連帯万歳！

6月16日には全水道会館で闘争勝利報告集会が行われた。金沢議長を始め全労協傘下及び友誼労組が参加し、サンケン労組の勝利をわがことのように喜んだ。個人的には今後、毎週月曜と金曜の朝5時前に今後起きずに済むかと思うと心の底から誠にうれしい。マンセー！

京浜ユニオニス

2017年
7月1日
NO.260

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 050-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
86555997 京浜ユニオン

日本遠征団は世話になった労組への「お礼回り」を数日行い、23日に完全に帰国した。その際に配った記念の壁掛け時計とUSBをユニオンも、もちろんもらった。ともにサンケン労組の仲間たちの写真が貼られている。日韓労働者が共同で闘いとした現職復帰の勝利を永遠に記憶に刻もう。(迫田)



スケジュール

会議は第1・第3木曜日

7月の会議の予定です。

7月 6日(木)	18:30	例会	西蒲田
7月 20日(木)	18:30	運営委員会	西蒲田

機関紙作業の予定

7月 30日(日)	13:00	機関紙	西蒲田
7月 31日(月)	13:00	機関紙	デイベ

東日興運裁判予定

7月 21日(金)	10:30	川崎支部	
3階8号法廷			

* 7月の駅ビラ情宣・学習会の計画は6日の例会で決めます。

司法の攻撃に負けるな！

フジビ争議スラップ訴訟を共に闘う！

東京の日暮里駅近くにある富士美印刷の製版業務を45年間担ったフジ製版は2012年9月に突然破産。従業員18名全員が即日解雇された。負債総額8千万円。しかし、その8割以上が退職金。退職金を踏み倒すために計画された倒産でした。

会社は闘争にたちあがった東京労組フジミグループ分会の宣伝ビラに因縁をつけて組合員3名に2200万円の損害賠償請求の裁判を起こしました。

いわゆるスラップ訴訟です。金をもっている会社が立場の弱い労働者を威圧・恫喝するために起こす裁判です。いやがらせが目的だから勝ち負けに会社はこだわらない。

しかしこの裁判は東京地裁に続き、高裁でも不当な判決が出て、組合側が負けました。2016年12月26日、東京高裁は「フジビは解雇された労働者を雇え」「フジ製版は計画的偽装倒産である」「フジビグループ、田中一族の組合つぶし偽装倒産を許すな」「安い給料で使い捨て、泣き寝入りしないぞ」というビラの表現を、会社の社会的評価を低下させる表現と事実認定し、組合員に損害賠償請求することを認めました。組合は現在最高裁に上告中である。

わからないのはこの裁判官の頭の中。ビラの作成者は東京労組・フジビグループ分会・荒川労評などの組合なのに、なぜ組合員個人の責任を問おうとするのか？

この判決は労働組合の団体行動権である表現行為を否定し、団結権・団体行動権を保障した憲法28条に違反しています。

さらに、フジビはフジ製版の親会社であり、労働組合が親会社に行う要請行動は正当な組合活動であり、これを否定することは憲法28条に違反しています。

労働組合の団結権を否定するこの高裁不当判決は許せない！

9月14日、解雇5年のこの日、田端台公園（日暮里と田端の間にある）で午後6時半から決起集会とデモがあります。

ユニオンはこの闘いが勝利するまで支援していきます。

毎週火曜日の早朝宣伝にも参加していきましょう。

午前8：00～9：00 フジビ社前

6. 16 東京総行動

(日本郵政社前) 65歳雇止め解雇を許さない闘い

郵政非正規社員の定年制無効裁判を支える会が郵政社前での抗議行動を行った。定年無効裁判を闘う原告3名から闘う決意が訴えられた。一審二審で敗訴し、現在最高裁に上告中である。

裁判の勝敗にかかわらず、理不尽なことはいつまでたっても理不尽だ。毎年約4000名が65歳の定年を理由に解雇され続けている。この中には、非正規のまま65歳をむかえ、貯蓄もなく、年金も少なく、働き続けなければならない人達がたくさんいます。

就業規則をかえて、65歳をすぎても希望者は誰でも働きつづけられるようにすべきである。同時に会社の強引な解雇に納得できず、今日まで闘いつづけている9名の原告に対し、認めるべき非は認めて争議の解決を図るべきだろう。



(国交省前) JALの不当解雇撤回の闘い

空の安全のために争議を解決するよう、国土交通省は指導しろ！と6月12日から座り込み闘争を展開中のJAL不当解雇撤回原告団は東京総行動でたくさんの仲間をむかえ、国交省に対する要請行動を行った。

解決するまで粘り強く支援していこう。



かわら版

Union

2017年7月1日

今月のユニオン行動日程

- 7月11日(火) 共謀罪施行抗議! 必ず廃止! 安倍内閣退陣!
7・11 国会議員会館前行動
場所: 衆議院第2議員会館前
時間: 12時~13時 総がかり行動実行委員会
- 7月12日(水) 市民連合シンポジウム(改憲を許さない集会)
場所: 中野ゼロホール
時間: 18時30分~ 総がかり行動実行委員会
- 7月19日(水) 共謀罪廃止! 安倍政権退陣! 7・19 総がかり行動
場所: 衆議院第2議員会館前(予定)
時間: 18時30分~ 総がかり行動実行委員会
- 7月21日(金) 東日興運社裁判
場所: 横浜地方裁判所川崎支部3階8号法廷
時間: 10時30分より
- 8月6日(日) 憲法施行70年企画 「憲法こそたからもの!」
主催: 東京南部法律事務所 城南保健生活協同組合
東京南部生活協同組
場所: 大田区民ホール・アプリコ大ホール
プログラム 講演: 弁護士 伊藤真さん「日本国憲法の理念」
スペシャルライブ: 松本ヒロさん「『憲法くん』がやってくる」
入場料: 500円 (入場券は事前申込制です。)
問合せ先: 南部法律事務所 tel 03-3736-1141
- フジビ闘争、早朝宣伝行動
日時: 毎週火曜日 8時~9時
場所: フジビ社前

共謀罪法強行成立

廃止の闘い開始

5月23日の衆院本会議で、与党と日本維新の会によって採決が強行された「共謀罪法案」は、29日参議院の本会議で審議入りした。もとより、共謀罪法案は「内心の処罰」と言う憲法違反の本質を持っており、法案自体が多くの矛盾を抱え、「内心の自由」を始めとする基本的人権を侵害するものである事。時の権力に不都合な団体や個人に恣意的に適用でき、予防拘束、処罰が可能となる危険な治安立法であることが明らかになっている。

一方、犯罪実行前段を処罰する予備罪などは、一部の重罪に限ってすでに存在している。陰謀罪8罪、共謀罪13罪、予備罪37罪、準備罪8罪があり、組織犯罪について広範な処罰がすでに可能な法体系があるにも拘らず、オリンピックを口実にして治安維持法に通じる危険な本質を覆い隠しての成立強行は、「戦争への一里塚」との懸念を国民の間に広げている。また、今回の277の犯罪に共謀罪を適用する根拠は全く示されていない。

国会前座り込み行動は6月6日、8日、10日、13日～16日迄予定されていました。しかし、15日早朝、参院法務委員会の審議途中にもかかわらず、「中間報告」と称して本会議での採決を強行したことは、立法府の軽視であり、断罪されなくてはなりません。

私たちは、共謀罪法（組織犯罪処罰法）の廃止の闘いを始めよう！



セカンズ労働争議の解決にあたり

キーワードは「介護事業所のブラック企業化」だった！

3月以来、約3ヶ月続いたセカンズ労働争議は多くの支援者に支えられ、ほぼ満足できる形で終結を迎えることができました。当該組合員として改めて支援に対し感謝申し上げる次第です。

さて、当事業所は大田区に於いて居宅支援事業（ケアマネージャー事務所）と通所介護（デイサービス）を運営する事業者です。

争議の発端は就業規則の改悪からでしたが、以前から求人票の虚偽記載も長年に亘り平然と行われておりました。

今、「介護事業所のブラック企業化」が社会問題化しています。介護事業はIT事業や飲食事業と並ぶ三大ブラック企業とまでいわれています。介護事業は保険料と税金という公費によって報酬を得ています。まさにブラック企業であってはならない筈の業種です。

現にこのようなブラック企業化が元で多くの離職者を生んでいます。まだまだこの介護事業の世界には、サービス残業が平然と行われていたり、劣悪の労働環境に身を置く多くの介護労働者がいます。

これからは「ブラック企業」の著者が云うように「ブラック企業そのものを変える」という発想の元に戦略的な思考を持った闘いが必要に思えます。当争議も地域の商店街や他の介護事業所に知れる所となりました。この情報発信により、他の介護事業所にとっても「違法行為はできない」との抑止効果があった筈です。

このように、自己の残業代未払い等の違法行為に対する私憤を社会問題としての義憤に昇華させての闘いが、合同労組や地域ユニオンに求められていると思います。

京浜ユニオン組合員 KT

次回 デイベンロイ残業裁判

9月11日（月）午前11時 619法廷

6月19日の裁判には傍聴席を埋め尽くす参加がありました。午前10時から午後5時に亘る長時間の証人尋問でした。町田委員長と小野書記長が堂々と証言をしました。

次号で詳しく報告します。

労働と貧困(2017年5月、出典は朝日新聞・東京新聞)

5日 2015年に亡くなった女性会社員について、山口労働基準監督署が労災(過労死)と認定したことが判明。女性の残業時間の平均は国の過労死認定ライン未満だったが死亡前の半年で4日しか休めなかったことなどを考慮。

5日 非正規労働者が5年を超えて勤務すると定年まで働けるようになる「無期転換ルール」の存在や内容を非正規の85.7%が知らないことがわかった。

9日 厚労省の3月の毎月勤労統計調査によると実質賃金指数は前年同月比0.8%減。労働者1人あたり平均の現金給与総額は同0.4%減の27万7512円。

11日 エイベックス・グループ・ホールディングスが2017年3月期決算で従業員の未払い残業代約10億円を計上。

17日 みずほ情報総研の調査によると介護を理由に正社員から離職した人に「離職直前に介護と仕事の両立について誰にも相談しなかった」が47.8%に上った。離職の理由は「体力的に難しい」が39.6%で最多。

20日 厚生労働省が全国で働く20~64歳の男女を対象に昨年7月にインターネットでパワハラについて行った調査によると「過去3年間にパワハラを受けたことがある」と答えたのは32.5%。2012年7月の前月調査より7.2ポイント増。

23日 厚労省の2016年度の勤労統計調査によると実質賃金は6年ぶりに増加。だが、伸び率は0.4%増で小幅にとどまった。

30日 厚労省によると4月の有効求人倍率は前月比0.03ポイント高い1.48倍。1974年2月以来43年2か月ぶりの高水準。運輸・郵便の増加が目立つ。3月の前年同月比12.2%増に続き、4月も同8.3%増。総務省によると4月の完全失業率は前月から横ばいの2.8%。94年6月以来22年10か月ぶりの低水準。

30日(夕) 厚労省は30日、従業員のうち一定割合以上の障害者を雇用することを事業主に義務付ける法定雇用率を、来年4月に現在の2.0%から2.2%に引き上げ、2020年度末までにさらに2.3%に引き上げることを決めた。改正障害者雇用促進法が来年4月に施行され、身体障害者と知的障害者に加え、精神障害者の雇用も義務化されることに伴う措置。

東日興運休業補償裁判傍聴支援のお願い

皆様こんにちは、京浜ユニオンの佐野淳一と申します。
当方が今争議しています、(有)東日興運社(以下、被告)との裁判の進行状況、及び次回の裁判についてお話したいと思っております。

前々回までは裁判官が一人で行っていましたが、被告との争議のきっかけになった第三者の暴行事件に関わる被害者である私の、入院・手術・通院・症状固定までのカルテを裁判所へ提示して下さいという事になりました。

労災が打ち切られ、今日まで被告が私に休業補償をしなければならぬ期間、私の身体は労務可能なのかと判断する為です。

被告は裁判で、今回の第三者行為は被害者である私が悪い。加害者(犯人)へ執行猶予5年を始めとする判決はおかしい。

あれだけの怪我を負い、回復したとはいえ当社での労務は不可能とみなし解雇する。だから労災給付終了後から今日まで、当社は補償する義務及び責任がない。

そもそも労災が認められた事すら間違いなどと事実として、司法や行政が下した判決及び決断すら否定して、もはや言いたい放題の弁明です。

その被告側の言いたい放題に業を煮やした裁判官が、労災終了から今日まで本当に私は労務不可能な身体なのか判断したい、もし医学的見地から労務可能と判断されれば、そういう事です。と、おっしゃっていました。

カルテを使った医学的見地になると、今までの裁判官一人では進行が難しいし困難という事で、合議制(裁判官3人)になりました。

今回は要求されたカルテを提示し、7月14日にまた裁判が開かれます。

今現在私は、免許証も更新し、車も何不自由なく以前と変わらず使用しています。日常生活にも何ら支障ありません。

被告は私の存在そのものを否定し続けて反論しています。

被告は、事実を事実として認め、家族を養って生活していかないといけない一個人を雇い、生活の基盤を築かせ、従業員を守るという企業として在るべき形がボロボロに崩れ去っています。

あとどの位でこの争議が終わるのかまるで分かりません。
正直目途もついていません。なのに日々生きていかないとはいけません。

私一人ではとてもここまで頑張れませんでしたし、これからも闘えるとも思えません。応援し、励まして下さる家族や皆様がついていてくれると思うから闘えます。

どうかこれからも皆様のお力を下さい。
必ず、皆様へ、正義とは真実とはこういう事だ！とご報告出来ると思います。皆様もお体にはお気をつけてお過ごし下さいませ。

乱文になりましたが失礼致します。
京浜ユニオン 佐野 淳一

次回裁判 7月21日(金) 午前10:30～
横浜地裁川崎支部 3階8号法廷



6. 16 井桁さん職場復帰報告集会報告

デイベンロイの工場閉鎖反対闘争の途中に無念にも脳梗塞に倒れ車椅子の生活を強いられていた井桁さんが、6年数か月ぶりに職場にもどりました。

会社と組合の間で争われていた不当労働行為についての中央労働委員会争議の和解の中で実現させることができました。

この報告集会が6月16日に大田消費者生活センターで開かれました。全体で20数名の参加者で報告とお祝いの会が開催されました。

当日配布された本人の手記を転載して報告にかえます。

生きていてよかった！ 井桁利昌

この度は大勢の皆さんに集まっていただきましてありがとうございます。思い起こすと、大森本社移転反対闘争の真ただ中に自分の健康管理の不徹底、健康への過信が災いし、大勢の皆さんに多大な心配と迷惑を掛けました。

しかし、今こうして、この場に立っていただけるのも、職場復帰できたのも、組合の仲間達、古くから共に闘ってきた友好労組の仲間の皆さん、の応援の賜物です。

脳幹出血と言う病気は、死亡率も高く、私が闘病中にかの有名ロックシンガー（桑名正博）も同じ病気で亡くなりました。

私の場合も出血がかなりひどく、よくここまで回復したと罹患当時に担当の作業療法師の方から言われました。こうして生き残れたのもまだ、天国に行かないでこの世でやらなければならない役目があるからだと思います。

その役目を探し出そうと、大田区の障害者相談員を受けています。また、大田区肢体障害者連絡会という障害者相互扶助組織の理事も受けています。折角生き延びたのだから、障害者の立場で役に立つ生きざまを模索していきます。

デイベンロイでは、労働者が障害を負っても働き続けられる土壌を構築していきたいと考えています。

